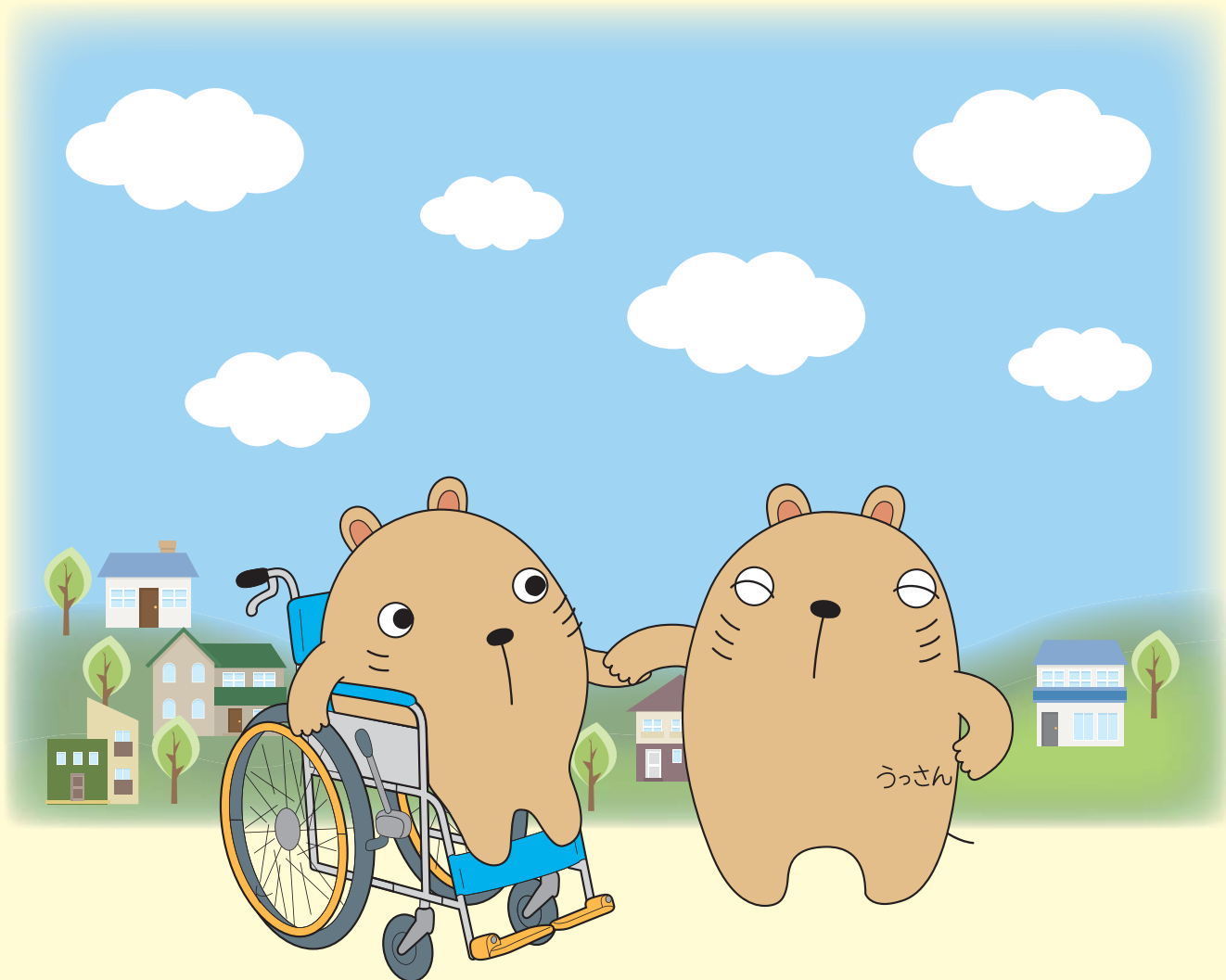


しょうがい しゃ さ べつ かいしょうほう
「障害者差別解消法」

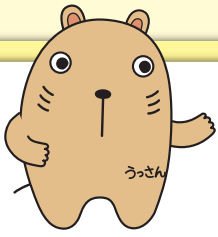
し
を知っていますか？

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

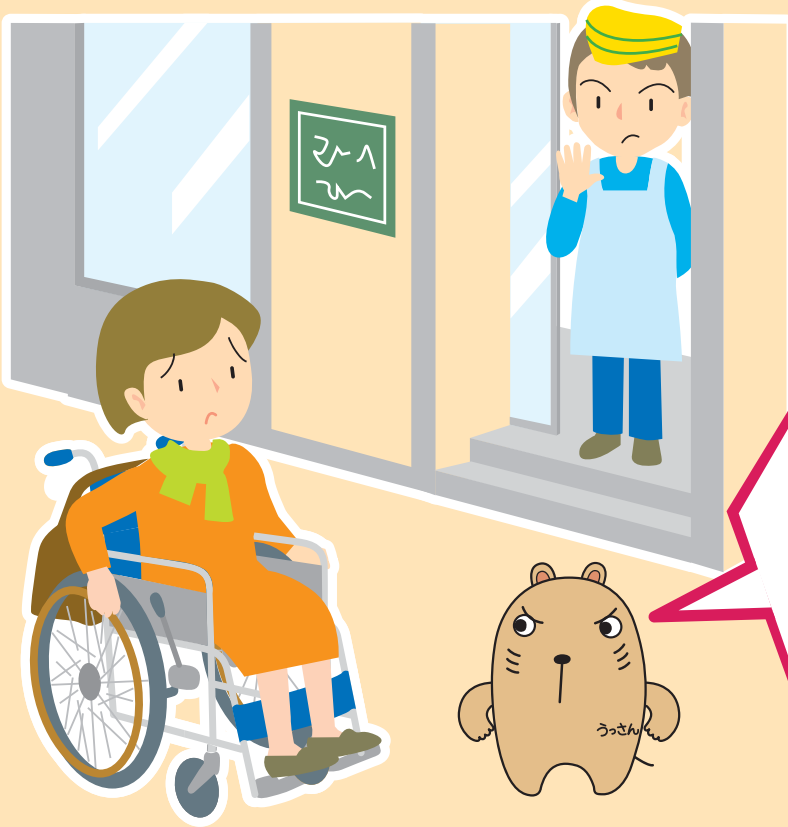
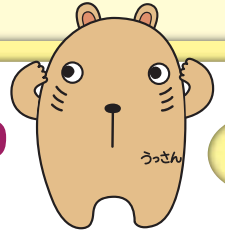


ほっ かい どう
北 海 道





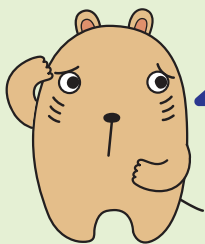
こんなことはありませんか？



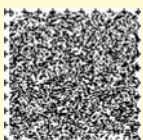
しょう
障がいがあることを
りゆう みせ りよう
理由にお店を利用
できなかつた。

ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
であると考えられます。
ほか ほうぼう ばあい
ただし、他に方法がない場合などは、
ふとう さべつてきとりあつか
「不当な差別的取扱い」
にならないこともあります。

くち うご ことば りかい
口の動きで言葉を理解しているのに、
はず ねが
マスクを外してほしいとお願いしたが、
はず
マスクを外してもらえなかつた。

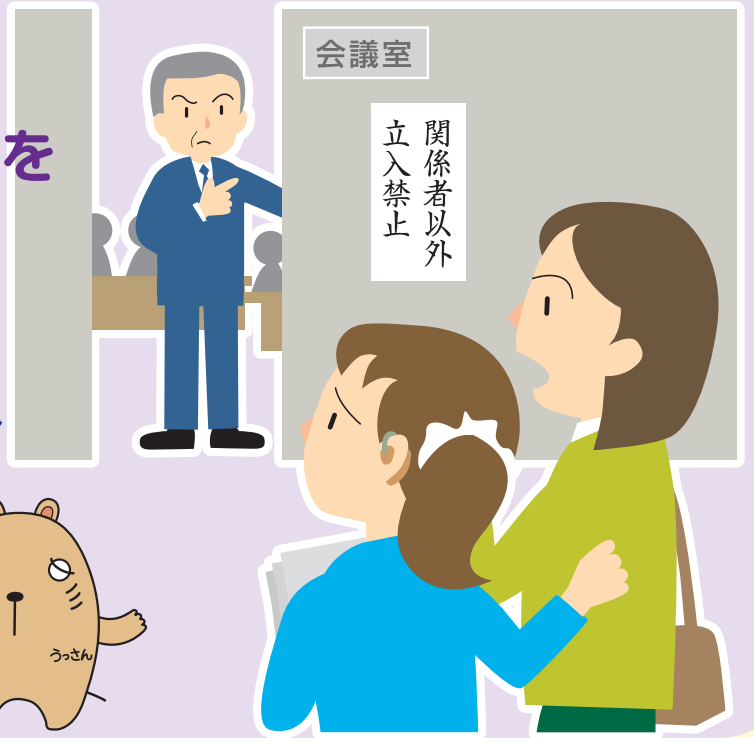


ごうり てきはいりよ
『「合理的配慮」をしないこと』
かもしれません。

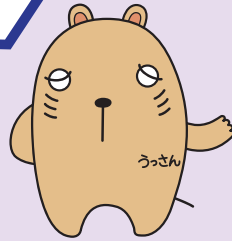


←SP コードは、専用の読み
と 専用装置をあてると音声で読
み上げることにより、視覚障
がいの方でも内容がわかる
ようにするためのものです。

かいぎ しえん ひと
**会議に支援してくれる人を
 入れてもらえなかった。**



ごうりてきはいりよ
 『合理的配慮』をしないこと』
 は、差別にあたります。



へいせい ねん がつ しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
平成28年4月から、障害者差別解消法がはじまります。

ふとう さべつてきとりあつか
**不当な差別的取扱い
 は**



やくしょ も かいしゃ も みせ も
役所 会社 お店 も

してはいけません。

たとえば、障がいを利用として、お店や施設を利用できない場合は、障がいのない人と違う
 扱いを受けているので、「**不当な差別的取扱い**」であると考えられます。
 ただし、他に方法がない場合などは、「**不当な差別的扱い**」にならないこともあります。

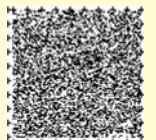
ごうりてきはいりよ
**合理的配慮
 は**



やくしょ **役所** は **しなければなりません。**

かいしゃ や みせ **会社** や **お店** は **努めなければ
 なりません。**

たとえば、会議を開催する前に、主催者がどのような支援が必要かを確認するなどの「**合理的
 配慮**」が必要です。(例：知的障がいの人であれば、支援者の同席。聴覚障がいの人であれば、
 手話通訳者の同席など)「**合理的配慮**」をしないことは、差別にあたります。
 「**合理的配慮**」のために、他のやり方はないかなど、お互いに話し合いながら、
 必要な工夫や、やり方を考えましょう。



しょう
障がいのことで、いやなことや困ったことが起こったときは、

こま お
地域づくり委員会に相談してください。

ほっかいどう ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと かくしんこうきょく しょう しゃ く ちいき
北海道では、「北海道障がい者条例」に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（「地域づくり委員会」）を設置して、日常生活での暮らしづらさに関する相談にお応じています。

ちいき いんかい まどぐち
〈地域づくり委員会の窓口〉
かくしんこうきょくしゃかいふくしか
（各振興局社会福祉課）

でんわ

ファックス

● 空 知（そらち）	0126-20-0111	0126-25-6759
● 石 狩（いしかり）	011-204-5861	011-232-1090
● 後 志（しりべし）	0136-23-1938	0136-22-5846
● 胆 振（いぶり）	0143-24-0782	0143-22-5285
● 日 高（ひだか）	0146-22-9478	0146-22-7712
● 渡 島（おしま）	0138-47-9537	0138-47-9225
● 檜 山（ひやま）	0139-52-6651	0139-52-3010
● 上 川（かみかわ）	0166-46-5982	0166-46-5203
● 留 萌（るもい）	0164-42-8317	0164-42-4715
● 宗 谷（そうや）	0162-33-2573	0162-33-2628
● オホーツク	0152-41-0691	0152-45-0494
● 十 勝（とがち）	0155-26-9251	0155-27-2188
● 釧 路（くしろ）	0154-43-9255	0154-41-2235
● 根 室（ねむろ）	0153-24-5459	0153-23-6176

ほっかいどう ほけんふくし ぶ ふくしきょくしょう しゃ ほけんふくし か
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

でん わ
電 話：011-204-5899

F A X：011-232-4068

メー ル：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

